

再犯防止推進計画等検討会（第2回） 議事録

- 第1 日 時 平成29年3月24日（金） 自 午後4時00分
至 午後6時16分
- 第2 場 所 法務省第一会議室
- 第3 議 題 ・犯罪をした者等の就労・住居の確保等について
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 では、定刻となりましたので、第2回再犯防止推進計画等検討会を開催したいと思います。

本日は、議長の命によりまして、私、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長の阿部が司会を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、開催に当たりまして、議長でございます盛山法務副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○盛山法務副大臣 皆様こんにちは。今日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。先月22日に第1回の会議が開かれました。私、前回出席するはずでしたが、国会の関係で急遽欠席ということになりまして、今回が初めての出席となります。委員の皆様には大変お世話になりますけれども、これからの御審議どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、本日の再犯防止推進計画等検討会の開催に当たりまして、議長として御挨拶を申し上げます。昨年の12月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立いたしました。政府といたしましては、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、再犯防止推進計画を策定することが義務付けられまして、この検討会を開催するに至った次第でございます。私も法務行政に携わる中で、国民の安全・安心な生活を守るためには再犯防止にしっかりと取り組むことが重要であると強く感じております。

これまで地方公共団体のトップ、あるいは保護司の方、協力雇用主の皆様方、そのほか関係の方々とは意見交換をさせていただきまして、私自身もまた広告塔というところでもございますけれども、いろいろな機会に参加をさせていただきまして、国民の皆様の御理解、御関心をいただけるよう努めてまいりました。

そこで感じましたことは、再犯の防止等に関する施策は刑事司法の分野だけではなく、福祉、医療、教育など様々な分野で、しかも国だけではなく、地方公共団体、民間が密接に連携し、幅広い視野で取り組んでいく必要があるということでございます。ですからこそ、我々法務省だけではなく、こうやって多くの関係省庁にも御出席をしていただくことになっているという次第でございます。

今後、法務省といたしまして、推進計画の案を検討していくに当たりましては、関係行政機関から具体的な施策等を御提案いただくとともに、保護司、協力雇用主といったこれまで長年、各分野で再犯防止等に取り組んでこられました有識者の方々から御意見を頂戴し、これらを踏まえたものにしていくことが重要であると考えております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の検討のテーマの1つは就労の確保というところでございます。これに関しましてちょっと申し述べたいと考えております。民間には出所者等を雇用する協力雇用主の方々がおられます。こうした協力雇用主の方々の取組を支援するため、公共調達における協力雇用主の評価制度といったことが考えられますが、これを実施しているのはまだ法務省や、一部の地方公共団体にとどまっているところでございます。是非とも国土交通省を始めとする他の省庁や、更に多くの地方公共団体での実施が期待されているところでございます。

先月2月17日には総理の官邸におきまして、総理御出席のもと、再犯防止の推進のため

の国・地方・民間会合がございました。私も末席を汚させていただきますが、その会合におきまして、安倍総理から、犯罪を犯した人を雇用することに二の足を踏んでいる人たちに協力していただくということも大変大切であると、官民が一体となったネットワークを作って、その中で立ち直ろうとする人、立ち直りを支える人の双方を支援する再犯防止に向けた取組をより一層努力、強力に実践していくことが大切であるといったような御発言がありました。

各行政機関の皆様におかれましては、国としての取組、そして地方公共団体への働きかけ、民間の支援など、具体的な施策等の御提案について、積極的に御協力、御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、有識者の皆様におかれましては、是非ともこれからの再犯防止に対する忌憚のない御意見、御指導を頂戴しますよう、よろしくお願い申し上げます。

長くなりましたが、以上、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございました。

では、本日の議事に移らせていただきます。本日の議事は、「犯罪をした者等の就労・住居の確保等について」でございます。

議事の進め方でございますが、まず前半は基礎資料につきまして事務局から説明いたします。その後、就労・住居、それぞれのテーマごとに分けて、事務局からの現状・課題の説明、関係省庁の皆様からの検討している施策案等の説明をお願いしたいと思います。後半はこれらを踏まえまして、有識者の方々から御意見等を頂戴いたしまして、その後、意見交換という流れで行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まずお手元の資料1と右上に「犯罪をした者等の処遇に関する基礎資料」と題されましたA4横の資料に基づきまして、事務局から説明してもらいます。

○事務局 それでは資料1の基礎資料について御説明させていただきます。

まず、犯罪をした者等の年齢と性別についてです。性別は、受刑者、保護観察対象者ともに約9割が男性です。年齢は、受刑者、保護観察対象者ともに40歳から49歳までの年代が最も多いほか、65歳以上の高齢者が約1割を占めております。また、女性は男性と比べ、高齢者の構成比が高くなっています。

次に犯罪をした者等の処遇期間でございます。受刑者は、刑期1年から2年の者が最も多く、刑期3年以下の者が約8割を占めています。保護観察対象者は、保護観察付執行猶予者については、保護観察期間が3年を超えるものが約5割を占めていますが、仮釈放者につきましては、保護観察期間が6月以内の者が約8割を占めております。

次に罪名でございます。受刑者、保護観察対象者のどちらについても窃盗が最も多く、次いで覚せい剤取締法違反が多くなっています。特に女性の受刑者は、窃盗と覚せい剤取締法違反の2つで約8割を占めております。

次に知能指数等です。受刑者、保護観察対象者のどちらについても、標準である100以上の者は1割程度です。一方で70未満の者が約2割存在しており、全体的に低い傾向が見受けられます。

次に教育程度です。受刑者、保護観察対象者ともに、大学を卒業している者は約1割となっています。一方で約6割が高校に進学していなかったり、高校を中退するなどして、高校

卒業未滿となっており、全体的に低い傾向が見受けられます。

基礎資料についての説明は以上でございますが、このほかに法務省以外の構成員の皆様方の席上には、「平成28年度犯罪白書」を御用意いたしておりますので、今後の議論の参考としてお持ち帰りいただき、御活用いただければと思います。

事務局からは以上です。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 続きますので、就労の確保のテーマに移りたいと思います。

事務局から配布してございます資料2に基づいて、まず現状と課題について説明してもらいます。

○事務局 それでは資料2に基づき説明させていただきます。

まず、再犯防止のための就労の確保等の重要性についてでございます。刑務所に再入所した者のうち、再犯時に無職であった者が約7割を占めています。また、有職者と無職者と比較すると、無職者の再犯率は有職者の約3倍となっています。仕事がないことが再犯に大きく影響していることがわかります。

次に、就労の確保等の施策の効果についてでございます。再犯防止のための就労の確保の重要性はこれまでも指摘されてきたところであり、再犯防止のための総合対策や、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」に基づいて、各府省において様々な施策に取り組んでいただいております。御覧のとおり、近年、就労の確保に関する指標が改善しつつありますので、各府省で取り組んでいただいている施策の効果があらわれているものと考えております。

しかし依然として就労先が確保されないまま、刑や保護観察が終了してしまう者が相当程度存在しており、課題がございます。

まず一つ目の課題として、職業訓練の受講等が実際の就労につながっていないことが挙げられます。これまでは就労意欲を有する者について、刑務作業や指導により就労に必要な基礎的能力を身に付けさせつつ、職業訓練によって専門的な技能を習得させるなどした上で、求人・求職のマッチングを図ることで就労先を確保しようと取り組んできたところですが、こうした取組により、矯正施設在所中に就職内定にまで至るケースは確実に増加しておりますが、こうしたケースはまだ少数であり、いまだ多数の受刑者が就労先が確保されないまま、矯正施設を出所している状況にあります。

また、職業訓練等の受講を就労につなげるため、関係する業種の協力雇用主に広く働きかけてきたところですが、雇用しようとする協力雇用主が見付かった場合であっても、その通勤圏内に住居を確保できなかったこと等により、就労することができないケースも存在しております。

この課題について、有識者委員の皆様方からいただいている御意見を一部抜粋して記載しておりますが、後ほど有識者の皆様方から、直接、御意見を頂戴したいと思います。

次に2つ目の課題として、福祉的支援と就労の支援の狭間にある者に対して適切な支援がなされていないことが挙げられます。

これまでは、高齢・障害のため自立した生活を送ることが困難な者は、特別調整などで福祉サービスにつなぎ、それ以外の者は就労につなげるよう、言わば二者択一的に取り組んできたところですが、

しかしながら犯罪をした者の中には、様々な能力の制約から、一般的な就労を基礎に自立

して生活をするのは難しい一方で、福祉施設への入所が必要な障害があるとまでは言えない者、つまり福祉的支援と就労支援の狭間にある者が一定数存在しております。このような者については、職業訓練の対象とはなりにくく、標準的な指導・刑務作業等を実施しても、就労に必要な能力の向上が難しくなっています。また、このような者の能力に合った就労先は限られているため、求人・求職のマッチングも困難となっておりますので、適切な支援がなされているとは言えない状況にあると考えています。

次に3つ目の課題として、実際に雇用する協力雇用主はごく一部にとどまっており、更に就労後の職場定着率も低いことが挙げられています。

これまで各府省において積極的に広報等を実施していただいたことにより、協力雇用主の数は増加傾向にあります。しかし犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担や、トラブル等が発生するリスクを考えて、実際の雇用をちゅうちょされる協力雇用主も少なくなかったり、協力雇用主としての活動について、従業員や取引先、あるいは地域住民からの理解を得られないこともあるために、実際に雇用している協力雇用主の方はごく一部にとどまっています。

また、協力雇用主の方に雇用いただいた場合であっても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生し、早期に退職してしまう者も少なくありません。

事務局からの説明は以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 それでは、関係省庁の皆様からの説明に移らせていただきます。

では、法務省、警察庁、厚労省、農水省、中小企業庁の順でお願いいたします。まず法務省、お願いします。

【法務省から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

次に警察庁、お願いいたします

【警察庁から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

厚生労働省、お願いいたします。

【厚生労働省から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

農林水産省、お願いいたします。

【農林水産省から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

中小企業庁お願いいたします。

【中小企業庁から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございました。

続きまして、住居の確保に関する資料説明に移らせていただきます。

事務局から資料3の現状と課題について説明をしてもらいます。

○事務局 それでは資料3に基づいて説明させていただきます。

まず、仮釈放制度の概要でございます。下段でございますように、仮釈放となった者は、社会内で指導・支援を受ける機会を得られるため、満期釈放者と比べて再犯をするおそれが少ないことから、再犯防止のためのより多くの者が仮釈放となるように取り組んでいく必要がございます。

しかしながら、満期釈放となる者は依然として多数存在するところ、そのほとんどは仮釈放の申出すら至っておらず、仮釈放の適否について審理を受けることすらないまま満期釈放となっております。

その理由として最も多いのは、住居が確保されなかったということです。また、そのような適当な帰住先がないまま、満期釈放された者は極めて不安定な状況で生活する中で、再犯に陥っていることが分かっております。

次に再犯防止のための住居の確保の重要性については、これまでも指摘されてきたところであり、総合対策や宣言に基づいて各府省において様々な施策に取り組んでいただいております。御覧のとおり、近年、仮釈放率や適当な帰住先がない満期釈放者数などが改善しつつありますので、各府省で取り組んでいただいている施策の効果があらわれつつあるものと考えております。

しかし他方で、社会環境の変化から、出所後の住居として親族のもとに帰住できる者の割合は減少傾向にあります。また、一時的な住居を提供する役割を担う更生保護施設の受入れ人数は、近年頭打ちとなっております。更に、更生保護施設は飽くまで一時的な住居でありますので定住先が必要となりますが、定住先が決まらないまま退所している者も相当程度存在しております。そこで住居の確保のための施策について、更に強化していくことが必要であると考えております。

この点で検討すべき課題として、更生保護施設に求められる役割が大きくなっており、そもそもの一時的な住居としてのニーズに十分に答えられていない状況になっていることが挙げられています。

つまり受刑者の中には薬物依存者や高齢者が増加し、その抱える問題が複雑、困難化しており、更生保護施設には住居を提供するだけでなく、社会復帰に向けた様々な支援を行うことが求められるようになっております。

このように更生保護施設に求められる役割が増加している一方で、更生保護施設は数人程度の職員で運営しており、職員体制が脆弱な状況にありますので、職員に係る負担が大きいため、受入れ人数を増やすことが困難となっております。また更生保護施設を新設することは、地域の理解などの問題があり、非常に困難な状況にあります。

次の検討すべき課題として、更生保護施設を退所した後、地域に定着できない者がいることが挙げられます。

更生保護施設は一時的な住居ですので、入所した者は自立のために必要な資金を確保して、保護観察等の期間が終わるまでの間に退所することが求められています。しかし更生保護施設に入所した者は頼るべき親族がないため、アパートを借りようとしても身元保証人が確保できなかつたり、過去に家賃を滞納したことがあるなどの理由で賃貸契約を断られてしまう者が多く存在しています。

さらに、アパートを借りることができたとしても、その後、地域において支援を受けることができず、孤立してしまう者が多く存在しています。そのためアパートを確保して退所した者でも、地域で生活を送る中で生じるトラブルを解決できず、生活が不安定となってしまう、再犯のリスクが高まる者が多く存在しております。

住居の確保に関する課題については以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 次に関係省庁からの施策案の説明に移らせていただきます。

今回は法務省のみとなっております。お願いします。

【法務省から、具体的な施策の案について説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

それでは、就労・住居の両テーマにつきまして、有識者の方々から御意見を頂戴いたしたいと思います。有識者の方々からいただきました資料は、資料5とさせていただきます。

まず始めに、あらかじめ発言の希望がございました方々からいただければと思います。こちらから、小畑委員、清水委員、堂本委員、野口委員、宮田委員、和田委員の順にお願いいたします。小畑委員、お願いいたします。

○小畑委員 両全会の小畑でございます。それでは、就労の確保について2点、それから住居のほうで2点申し上げたいと思います。

私の資料5を見ていただきたいと思います。要点に絞って申し上げたいと思います。

まず、職業訓練、刑務作業等についてでございます。効果的な再犯防止施策のためには、やはりできるだけ早く、矯正施設在所中、早い時期から関係機関と連携して社会へ向けての対応を始めることが大事だと思います。それと、やはり核になるのは、地方自治体が非常に大事だと思いますので、その橋渡し役の地方自治体の理解をできるだけとることだろうと思っております。

刑務所の就労の実態を見ていますと、就労を希望している者でも、多くの負因を持った、体力とか持久力とか適応力が乏しい者、障害者、高齢者の比率が年々増しております。両全会では役割活動と称して、当会は女子の施設でございますので、掃除と炊事補助を毎日20分、全員がやっております。これでもって就労後、掃除・調理補助というのが8割方それで就労しているということで、そういう出所後の就労に役立つですね。今の刑務作業は、そういう方たちは単純な紙細工等の座った作業をやっておるわけですね。ですから、そういう時間を過ごすだけではなくて、もう少し実効的な処遇方策を考える刑務作業の内容見直し等が

必要な時期に来ているのではないかと思います。

そのために、やはり職員の体制、例えば刑務所は武道の職員なんかいますので、かなり運動神経が皆さんいいので、こういうのをトレーニングして指導者にしていったらいいと思います。また、地方自治体でもいろいろなレクリエーション活動とか、地域の活動をやっておりますので、そういう指導を得られたらいいと思っております。これが1点。

続いて、3のソーシャルファームのことについて申し上げます。就労支援と福祉的な支援との狭間にある者の就労のことでございます。

両全会では、関連のNPO法人を作って、退会後の安定的な就労の確保と自然環境に恵まれた風土の中で農業などを行う人間塾を併設し、人間性の回復を実現するためソーシャルファームを目指して活動しております。

この資料の図面で2枚色刷りを付けておりますので、後でまた見ていただきたいと思います。若者の育成事業ということでやっております。

ここで2つ問題がありますのは、1つは刑務所出所者の受入れに対するハードルが高いということです。そのために当会では、自立援助ホームという、養護施設を出た方の15歳以上の方を見ると、またニート等の若者支援事業とつなげて、まず予備軍の段階から入れて、最終的に地域の理解を得られたら、フランスのソーシャルファーム「ジャルダン・ド・ココーニュ」のように、2割ぐらい刑務所出所者を入れていければなという戦略で今、準備をしているところであります。

その中でやはり一番大きな問題は、財政的な基盤の弱い更生保護法人関連機関は、資金の確保が非常に困難であるということでございます。ですから、そういう関連機関の助成をフルに使って今検討しておるわけですが、資金的手当てを行うファンド等の造成とか、欧米のようにもう少し税制の改革によって経済界の支援等、寄附等が得られる道が開かれれば有り難いなと思っております。

次に、住居のほうを申し上げます。住居については、住居の確保とともに、やはり退会後の寄り添い型支援というのが非常に大事だと思います。両全会では、既に薬物事犯者については、一部3年間の退会後のケアを通所でもってやっております。せっかく定住先を確保しても、退会後に定着できるかはやはりそのフォローがあるかということです。伴走型の寄り添い支援、これが絶対に地域への移行のためには必要でございます。

厳しい更生保護施設の職員事情ではなかなか大変でございます。しかし電話や通所でかなり来るんですね。ですから実際上は、現実にもう、その後のフォローをやっているわけです。こういうための予算を、是非専門の職員が雇えるそれをいただければ、非常に効果的な移行ができるのではないかと考えております。このための関係法令とも、そういうことができるような対応ができたらなと考えております。

更生保護施設は100年たっている施設がかなりあります。処遇の長年の知見を持っておりますので、それを十分に活用していただきたいなと思っております。

それから、最後に定住先の確保でございますが、両全会では東京都のチャレンジネットという制度を使って、6か月以上東京にいる方ですが、既にこの制度になって効果が上がっております。やはり公営住宅の優先的入居や、入居に当たっての身元保証、こういう援助が必要でございます。

当会では貯金が十分でない者や、保証人がいない等でアパートがなかなか借りにくい者の

ために、賃貸住宅を借りて、安い家賃で6か月から1年住めるような自前の設備を、アパートを持っています。これに伴う住宅の借料等について助成していただくとか、現に試行的にやっているわけですね。こういうフォローがいただければ大変有り難いと思っております。

以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

続いて清水委員、お願いいたします。

○清水委員 清水でございます。時間の関係でかいつまんで申し上げますけれども、資料5に概要ペーパーを出させていただいて、配っていただいております。一つ一つ御説明していきますと時間もかかりますので、大きく分けて2つ申し上げたいと思いますけれども、1つは、これは住居の問題と就労の問題と両方に絡むことなんですけれども、今までいろいろな提供していただく、あるいは活用を考えられる資源等についての各省庁のお話がありました。

公営住宅その他いろいろの御提供はお願いしたいと思うんですけれども、民間の住宅も含めて大事なものは、住宅が決まってよかったので、そこで終わってしまうと、その後が大体一人になって失敗するというのが再犯の背景でございます。やはり住居にしても、それから就労にしても、コーディネートして決まりましたというその瞬間で終わらないで、その後の、今、小畑さんからもお話がありましたけれども、どういうふうに地域でフォローアップしていくかということが一番大事でございます。もう1つはコーディネートする前に、どれだけの情報があって、その情報を集めて共有しておけるかということもあります。

そういう提供していただける社会資源、就労先にしても住居にしても、そういった情報をきちんと把握して、かつそれをうまく活用してつないで、つないだ後、それがいかされて定着していくように支援をしていくという、それにはやっぱり1つの拠点があって、そこを中心やっていくということが一番大事なことだろうと思っております。

そういう就労にしても、住居にしても、同じように1つの地域支援の拠点を作ってフォローアップしていく、地域の情報を集めていくということを、こういう計画が検討される機会に是非実現していただきたいと思うんです。

前回のこの会議で、村木さんから非常に貴重な御提示があって参考になったんですけれども、こういう支援計画を作っていくときに大事なこととして3点挙げられました。

1つは、やっぱり地域の資源がつながっていく仕組みが大事であると。2番目はトランジションとおっしゃいましたけれども、移行期間における支援の仕組みという、私は刑務所出所者の人たちは、どこか大きな海に、行くところがあったからぽいっと放り出すというのは本当に突き放してみたいなもので、パナマ運河方式と私は言っているんですけれども、水量を調整しながら少しずつ進めていくということが非常に大事、寄り添いというのはそういうことだと思うんです。言いかえるとトランジションというふうにも言えるのかなと思って、大変心強いと思いました。

もう1つはゲートオープナーという、私は社会の入口を開いていく支援が必要だということをお願いしているんですけれども、そういうつながる仕組みとトランジションとゲートオープナーという、こういった要素が非常に必要だというお話だったと思いますけれども、それをどこがマネジメントしてやっていくのかということが、実際の具体的な計画で一番大事なことだろうと思っています。

現にモデルとして、次回でやるんでしょうけれども、地域生活定着支援センターがあって、刑務所の障害や高齢の方たちをどういうふうに地域福祉につないでいくかということを支援というか、マネジメントしていただいていますし、非常に優れた地域生活定着支援センターの活動を見ていると、どこかの福祉施設につながりだけではなくて、受け入れた施設が非常に苦労されると、その大変さをずっとフォローアップしていく、あるいはスタッフの人たちを支えていくという、そういうマネジメントまでやっていくところというのは、非常に受け入れる側との連携がよくできています。

ただ、就労にしても、協力雇用主さんがたくさん増えてきて、でもまだまだ実際に雇用していただいているところは少ないと。そのとき何が必要かという、安心して雇用できるということが一番大事。奨励金とか、そういうインセンティブももちろんありますけれども、やはり安心して雇用できると、頼まれていったん雇用したら、きっと後々までサポートしてもらえるとということが大事でして、それはサポートするところが協力雇用主さんたちと顔のつながった支援ができるということでございます。

私は、更生保護施設の役員をしながら、地元の県の就労支援事業者機構の役員をしておりますけれども、その熱心なスタッフは、協力雇用主さんの会社の工場の作業現場までよく知っているんですね、しょっちゅう行って。そうすると、例えば定着支援センターから、さっき中間的な就労のお話が出ましたけれども、知的障害の方なんだけれども、福祉的な就労よりも、普通の人と同じように通勤して会社で仕事したいという人がいたりするわけです。地域生活定着支援センターから就労支援事業者機構のほうがお話を受けて、そうすると、ふだん会社の作業現場、作業内容まで熟知していると、あそこならこういう仕事を切り分けてもらえそうだということが出来るんですね。そういうことでお話を持って行くと、そういう形で今申し上げたような方も何人か雇っていただいていますけれども、そういう、やはりいろいろな可能性がある資源をどうやって結び付けていくか、結び付けた後どうやってフォローしていくかという、その地域のセンターが大事だろうと思います。

今、就労支援の関係で言うと、法務省の御説明にありましたけれども、更生保護就労支援事業所というのが全国で今18、保護観察所管内で委託されていますけれども、これを是非全国各管内に実施、設置をしていただきたいと思います。

そういうところができて、住居と就労と、本来これ一体ですので、そういうセンターに情報を集めて、コーディネートしてフォローアップしていくという仕組み。これは、前回、宮田さんからお話がありましたけれども、期間が終わった人まで無理やり追っかけて開始するわけではなくて、現在でも更生緊急保護等については御本人の申出がないとできないわけですから、申出によってやっていくわけですが私、前回も申し上げたかもしれませんが、私ども更生保護施設清心寮では年間100人ぐらいの人を施設で受け入れますが、そこから、自立した人たちが年間で50人か60人必ず訪ねてきます。その部分というのは、今の制度では全く制度の業務外なんですけれども、一番やはり身にしみて大事なのはそこだなと職員はみんな思っております。50人、60人が訪ねてくるといっても、1人の人が何回も毎週来る人もいますし、何年かたってようやく自分でやっていけるようになって、家族と回復をしたいんだけどどうしたらいいかとかと、何年もたってから来る人もいますし、いろいろいます。けれども、やはりそういう人たちって割と更生保護施設の近くにまた住むんですね。そういう部分がこれから非常に大事だろうという、相談に行きたいと思ったときに、看

板があってあそこに行けばいいというところがとても大事なのではないかと思います。それが1つです。

そのために私のところの施設では、県内で約20の、県や市の福祉部門も含めてホームレス支援のNPOとか、病院とか、それから少年鑑別所、それから社会福祉協議会等々、ハローワーク等々加わっていただいて、社会復帰支援ネットワーク協議会というのを作って、定期的に顔合わせをして、自分のところでできることはこういうことだということをやっております。

そういうことがあると、何かあるときに、まず理屈は言わないで、できることはこれだねというところから始まりますので、そういうものを制度としてできるのかどうかわかりませんが、上から言ってすぐできるという形でもないかもしれませんが、何かそういうものも制度の中で視野に入れていただくとありがたいかなと。

それからもう1つは、更生保護施設です。これも小畑さんからもお話ありましたが、住居という位置付けといってもこれは仮の宿なんですけれども、更生保護施設の受入れを広げていくためには、更生保護施設から地域に居場所を得て自立していく支援を強化していかなければいけないだろうと思うんです。更生保護施設というのは、法務省からもお話がありましたけれども、昭和25年にできた制度でございます。そこからこの方、ほとんどの期間中は日本がずっと高度成長期で、社会の構造も経済の構造もどんどん拡大してきて、社会に居場所が、いろいろなところできてきた時代です。ですから一時的に寝泊りするところがあると自分たちでいろいろなところに入って行けた時代なんですね。日当もどんどん上がっていきましたから、2か月もあれば十分にお金がたまって、アパートを借りて自立していったという時代です。

今はそれが、今度は社会がどんどん広がるということは難しくなってきた時代ですから、居場所がどんどん縮まってきている時代、一度失敗した人たちが入っていく場所というのはなかなか広がらない、縮まっていく時代ですので、更生保護施設から自立していくためには、さっき申し上げましたけれども、社会の入口を開いていく支援、フォローアップしていく支援が非常に大事になってきています。かつての社会が広がっていく時代は、更生保護施設というのは寝泊りの場所を提供すればよかった。少ない職員で温かい御飯を食べさせていけばよかったという時期もありましたけれども、今は全くそうではないです。薬物依存者ですとか、障害・高齢の方たちですとか、その他、長期失業者、ホームレスが長かった人たち、様々です。私どものところに統合失調症の方もいますし、発達障害の人たちもいますし、そういう人たちをどういうふうに社会の中に居場所を作って送り届けていくかということですので、全く更生保護施設の機能は違ってきてしまいます。

そういう、言わばパラダイムシフトが起きているという状況でございますので、20人定員で4人の職員、当直も含めてということではとても及ばなくなっておりまして、予算基準を超えて、私どものところも7人置いています。置いていますけれども、そのかわり、年金受給者で、志のある人で、給料はものすごく安くてという形で、でも人数が優先だということによっておりますけれども、そういったことを抜本的に変えていかなければいけないのではないかと。

フォローアップの機能にしても、今の更生保護事業法の仕組みでは、寝泊りして、宿泊費と食費を委託費として出すという制度ですので、フォローアップしていくという、相談を受

けるという部分は全く事業外でございます。そういったところをこれから抜本的に改正していただく必要があるのかなということでございます。

以上、大きな問題としては2点ですけれども、あと1つだけ付け加えさせていただくと、その就労支援をする場合に、彼ら出所者の場合は、一番大きな特徴は職業経験が極めて乏しい、限られている。限られた職業経験の中でしか職業を考えていない、あるいはそれでやっていけるという過信もあるということがあります。

もう1つは、目の前にある就労機会、それが日銭が入れば取りあえず何でもいいという刹那的などころもあります。そういう適職は何かという発想もなく、刹那的にまた飛び付くという発想で、就職してから失敗をするというのが実情でして、私どもは転職の支援まで含めたフォローアップが大事だという、そうやっているうちに適職が見付かってくるということもありますけれども、今日は厚労省から御専門の部門もいらっしゃっていますけれども、受刑中からその人たちの職業適性は何なのかと、あるいは適性を開発していくには何が必要かという、そういったものをこれから開発していただきながら、つなげていくということが非常に大事なのかなと思っております。

その点付け加えさせていただいて、以上、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございました。

堂本委員、お願いできますでしょうか。

○堂本委員 この再犯防止推進法は、前回も申し上げましたけれども画期的な法律だと思えます。刑務所という、これまでは国の仕事というのが一般国民の認識でした。同じように、地方自治体でも防犯には熱心ですけれども、再犯防止という捉え方は今までなかったと思えます。

この法律の特徴の1つのポイント、それは地方自治体の責務として再犯防止を規定していることです。単に地方自治体の責務といっても大変難しいんですが、この際、抜本的な改革を行うぐらいの気持ちで取り組むべきだと思います。

私自身の知事としての経験から言わせていただくと、やはり条例があるなしでは、全然、政策の執行方法が変わってきます。ですから最初は理念法でもいいかもしれない、もっと具体的なものであれば、より具体的に計画をつくり、実施できます。ですから、都道府県あるいは市町村でも条例を是非制定していただくということが大事だと思います。

なかなかそれは今の時代、国から言えることではないと思いますので、先駆的な取組をする自治体には是非条例を制定していただいて、それを全国に広める。国もそのことに対しても相当な支援をして、それが全国に広がるようにしてほしい。そのことを最初に申し上げたい。今日は関係省庁においていただいて、積極的な説明をいただき大変心強く思っている次第ですが、各省の参加というだけではなくて、省庁間の相互連携が必要不可欠です。

2番目ですけれども、法の5条で情報の共有が認められております。国と地方の情報の共有のほかに、民間との情報の共有、これが1つのポイントだと思います。それが故に、先ほども情報共有したいというお話が清水先生からございましたけれども、今後は、矯正施設に受刑者がまだいる間に、出所後必要な手続、その他住居にしても就労にしてもいかに確保するか、が課題です。

刑務所の職員のほうでも、この人は地方自治体の何らかの手助けがないと難しいというケ

ース、あるいは福祉のサービスが必要というケースもあると思いますけれども、そういった事例を的確に捉えて、できるだけ早く行政と連絡をとり、手立てを講ずる必要があります。そして地方自治体のほうでは刑務所に入っている間に、居場所とか仕事をきちんと確保するということ。そして、刑務所の中から社会に出て、自立して生活が定着するまで一貫してフォローできる支援体制の流れを是非とも構築する必要があると考えております。これは何度も今までお話に出たところですが、あえて再度申し上げたい。

女子刑務所の地域支援モデル事業、9か所で法務省のお手伝いをしてまいりました。北海道プラス8つの県では、全部知事が出てきてくださいました。まず、過密状態にある女子刑務所の現状を説明し、協力を要請しました。全ての知事からは認識を改めた、協力するとの発言がありました。今日、副大臣もいらっしゃるので、是非、大所高所から大きく捉えていただきたいと思うんですね。本当は47都道府県全部の知事さんに、そして全国の市長さんたち、町村長さんにも協力を求めたい。すべての首長が、今度は大きな変化が起きる、そういった法律が日本国では施行されたんだという認識を持ってほしいと私は思います。

どうしたらそれが可能なのか、すぐに知恵が出ませんが、まめに足を運ぶ意外にないかと思えます。来年からこの法律が施行されるのであれば、迅速に地方自治体にそのことを伝えることがとても大事だろうと思えます。今日おられる各省庁からも、個別にそれぞれの分野について、やるべきことを周知徹底していただきたいと思えます。

特に地方自治体と、関係機関との連携が大事なんですけども、もう既に実施しておられる明石市では、警察、検察、刑務所、保護観察所、医療、福祉、さらに弁護士などの関係機関が集まって、更生支援ネットワークを発足させ、実際に更生支援事業に取り組んでおられます。

自治体におけるモデル事業は、今までのように法務省だけの所管ではできない。明石市に伺いましたところ、厚生労働省、国交省、総務省、警察庁、検察庁、そして裁判所など、数多くの省庁、機関、団体と具体的に連携しないとできない。そして柔軟な対応が必要であり、そうした活動ができる体制が必要不可欠だといっておられました。実際に1人の出所者に対しても、個別に対応するのではなく、各機関が連携して方針を決め、再犯を犯さないというように守り抜くということが大事かと思えます。

先ほどから出ている更生保護施設ですが、当事者の小畑さん、清水さん、お2人から丁寧なお話ありがとうございましたけれども、私は6点指摘したいと思えます。

第1に必要な数の確保です。必要な数の更生保護施設を国として確保すべきだと思います。そのためには国交省や地方自治体に、公営住宅、そして空き家を是非とも活用できるようにしていただきたいと思えます。

千葉県で更生保護施設をつくろうとしたら、住民の反対にあって実現しませんでした。自分でそれを経験しているものですから、いかに難しいかよく存じております。今日は国交省の方もきていますが、これだけ大きな変革を国としてやろうとするのであれば、所管している国交省として、各地方自治体にも、県営住宅などもあるわけで、是非、周知徹底していただきたい。公営住宅とか空き家とかを更生保護の施設として活用していただきたいということです。

第2に入所期間の延長です。更生保護施設では、出所者が居住先探しと仕事探しをしているわけですが、3か月でそれができるはずがなく、いつも小畑さんは「たった3か月では何

もできない」と言っておられます。私は最低、1年に入所期間を延長すべきと考えます。あるいはどのぐらいの長さに期間を延長すべきか、検討して下さい。

第3に、相談業務など機能の多様化、強化です。先ほど清水さんもおっしゃられましたけれども、継続的に相談ができる、そういった業務を更生保護施設に是非与えてほしい。なぜなら、今は、そういう業務ができるような体制にはなっておりません。特にカウンセラーのような専門職員を配置。刑務所を出てきた人たちが更生保護施設で世話になって出ても、就労先でクビになったり、いろいろな悩みがでてきたとき、出所者であるために、一般の相談所に行きにくいわけで、やはり更生保護施設に相談に行くのが自然なのだと思います。相談業務ができる体制を整えるべきです。

第4に、地方自治体との連携・協力関係の構築です。先ほどお2人から盛んに出たことですけれども、更生保護施設を出た出所者の住居の問題があります。これは地方自治体に積極的に取り組んでもらうことが大事だと思います。外国の場合にはこういった更生施設は地方自治体が運営しているので、対応が継続していますが、日本の場合は連続性がないことが問題で、今後、地方自治体との連携が求められています。

第5に、障害者、高齢者、さらに薬物依存症なども多く、この人たちに対しての適切な保健医療サービス並びに指導を行うために厚生労働省の協力を必要とする点です。

第6に財政措置の充実です。今までに申し上げた政策を実現するには、財政措置が必要です。先ほど予算が少ないという話がありましたが、法の第16条にその財政措置を図ると書いてありますので、是非ともここは副大臣にも、大臣にも頑張ってください。

認知症とか高齢者とか障害者の場合には刑務所を退所したら、直ちに医療、福祉サービスにつなげる必要があります。今日、厚労省からは主に就労についての説明がありましたが、高齢で病気になっている人の場合には、何らかの形で福祉施設に入らなければならないケースがあります。そのため刑務所に入所しているうちに地方自治体の担当者と連携して介護認定ですとか、生活保護とか、養育手帳、障害者手帳などの申請手続きを行い、退所後に直ちに適切なサービスが受けられるようにすることが大事だと思います。

もう1つ資格取得にかかる欠格事項の期間の緩和、撤廃を提案します。一部の職業では「罰金・禁錮刑以上」に処せられているものは一定期間資格を取得できない場合があります。就職を難しくしています。欠格事項がすごく多いんですね。例えば刑務所の中で介護福祉士の訓練をしていますが、禁錮以上の刑に処せられた場合には、執行が終わって、ある一定期間、2年なり3年しないとその資格が取れないのです。これは全省庁に関係すると思うんですけども、こういった欠格条項を見直してほしい。さもないと就業したくてもできない。その資格取得の問題がとても大きいと思います。

先ほどもハローワークの刑務所駐在官の実施について、厚労省から話をいただいて心強く思いました。来年はその人数が109人になるそうですが、駐在官をもっと増やしてほしい、そうしませんと出所者はなかなか就業ができない。ハローワークがもっと積極的に刑務所の中に入っていかとか、パソコンでハローワークの情報が閲覧できるとか、仕事を探す機会を増やしてほしい。端末を持って行って、ハローワークの情報を刑務所の中で見られるとか、職業訓練、就労斡旋とか、職場に定着できるための公的な支援を在所中から始め、出所後も継続することが大事だと思っています。

あと、法務省関係でお願いしたいのは、時代にあった、出所後も役に立つ作業を取り入れ

ること。刑務所を幾つか見せていただきましたが、昔からの仕事をしていて、外では余り役に立たない。一方で、外でもう失われてしまった伝統的な技術が刑務所に作業として残っている状況もありました。伝統的な佐賀の織物とか、名古屋帯とか、技術を身に着けた人が出所後にその技術を活用できると良いのですが。今ソーシャルスキルのミスマッチが話題になっていますが、外できちんと活用されるような技術を刑務所の中で指導することが大事だろうと思います。

最後に、住居の確保について述べたい。公営住宅とか空き家を、刑務所を出た人が再犯を犯すことがないように活用するシステムが望まれます。例えば、公営住宅の中にグループホームをつくって身元引受先を確保し、居住先が決まるまでの間の短期的な居住施設を検討できないでしょうか。

何らかの形で、一時的にでも出所したときに住むところがないとホームレスになる。3か月以内に10%の人が再犯を行っている実態を見ますと、一時的に身を寄せることができるグループホームや更生保護施設などの居場所を作ることが大事かと思っております。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

予算の話に関しましては、副大臣の御指導をいただきながらしっかり頑張っていきたいと思っております。それから、公営住宅の話が何度か出てきておりますが、後ほどもし機会がございましたら国交省のほうからコメントいただければと思います。

それでは野口委員、よろしく申し上げます。

○野口委員 こんにちは、野口でございます。私は現場の話をさせていただきたいと思っております。私は北九州で、「野口石油」というガソリンスタンドを3店舗経営しておりますけれども、協力雇用主として現在まで、成人も含めて140名以上の対象者を雇用してまいりました。そのうち約8割が少年でございます。

どの子にも共通しているのは、みんな寂しいということ。家庭に居場所がなく、当たり前教育を受けていない、当たり前生活をしていないという子供がほとんどであります。約7割が生活困窮者の家庭で、そのうちの約4割が保護観察中の子供であります。また、母親が妊娠中に薬物をやっていたりして、軽度な知的・発達障害がある子も約2割弱おります。

今ガソリンスタンド業は非常に厳しいので、やはり利益を上げないと経営は続かないわけです。そういう中ですが、私のところでは成果主義がとれないんですね。それはなぜかといったら、前回もお話しさせていただきましたけれども、非行少年というのは、小学校高学年から出てきて、中学校はほとんど学校へ行っていない。矯正施設に入っていて、卒業証書も校長先生から後でもらうというような子供であります。そういう子供たちというか、大人もそうですけれども、必ずいいものを持っているので、私はそれをひとつしっかり褒めて認めてあげようという取組をしております。

昨年の12月14日に「協力雇用主」が法律上明記されたということで、本当にありがとうございます。全国に協力雇用主は今、1万6,000社以上ということです。私は熊本県の協力雇用主会の会長としてこの話をしておりますけれども、皆さん本当に喜んでいただいております。それから、2年前から協力雇用主に対する法務大臣表彰の制度もできました。

それから、先ほど堂本先生のお話にもありましたように、福岡県は、約6年前には協力雇用主が120社ぐらいしかありませんでしたが、現在は760社になって、これは全国第5

位ということですが、その対象者の雇用数は、昨年、たしか362名だったと思うんです。これは日本で一番多いということであります。福岡県がどうしてこのように進んだかというのは、もう皆様御承知のように、全国に暴力団が22団体あるうち、福岡県には5団体ありますが、当時の福岡県警本部長が暴力団の卵である非行少年をなくすということで、独自に「福岡県非行少年をなくす社会づくりネットワーク会議」というものを結成いたしました。そういう会議はいくらでもできるんですけれども、ここで変化があったのは、非行少年たちを就労させるということが大事だということで、警察の少年課を筆頭に、知り合いの企業等に協力雇用主になってくれないかということで、勧誘をしていただきました。警察も県も市もそれぞれいろいろな団体が青少年健全育成のための活動をいろいろな形でやっていますけれども、これを一つにすることが先ほどの会議の趣旨であり、そういう一つのことを共有して取り組むネットワークを作っていこうということであります。

私のところで雇った子の中には、かつて、ガソリンスタンドから金庫を持っていった子もいましたけれども、うちのレジのお金を持ち逃げして、半月ぐらいしたら「店長ごめんね。」と言ってくるので、また雇うんですね。私は、面接をしたら絶対断りません、それはどうしてかという、そういう少年、大人もそうですけれども、こんなちっちゃな会社で面接を受けて断られたという自己否定感を味あわせたくないんです。どうせ俺なんてつまらん人間だなんていうことを思わせたくない。

それから、私のところには「解雇」という言葉はありません。うちに来る少年、大人もそうですけれども、一回で立ち直った人は今まで1人もおりません。今、矯正施設には入らなかったけれども、悪いことをしては逃げ回って、また戻ってきてを4回繰り返している子もおります。それでも、やはり一回罪を犯したからということでそういう人にレッテルを張るのではなくて、それに付き添っていく。さっき更生保護施設の話がありましたけれども、私は現場の立場から言うと、この更生保護施設を一番頼りにしています。つい昨年あった話ですけれども、女子少年院を出た女の子が、帰る家はあるけど、家には新しいお父さんやその新しいお父さんとの間に生まれた女の子がいて、自分の部屋はあるけれども、居場所がないんです。駆け込み寺のようなものはどこでもありますけれども、それは公表されていなくて、なかなか突然行ってその夜に泊めてもらうことはできませんから、更生保護施設さんをお願いする。

更生保護施設は、矯正施設は刑務所も少年院もですけれども、居心地がいいとまでは言いませんけれども、とてもいいところなんですね。そういうところからポンと社会に出て、アパートを借りて一人でやるといってもなかなか難しいです。昔でいう下宿というところだったらいいけれども、そういうところは今なかなかありません。

それから、先ほどもお話があったハローワークとの連携の中で、協力雇用主の名簿がまだ一般に公開されていない、それは協力雇用主の人権とかいろいろありますが、その辺の、共有すべきものがまだあまりうまくいっていないような気がいたします。一昨年から少しずつ変わってきてはおりますけれども、その辺の連携をとるといえることがやはりとても必要ではないかと思えます。

やはり仕事をする、そして収入を得る、例えば3か月でもいいですから仕事に行き通って来ている間に、彼らは社会的に自信が付く。

でも、銀行に行ったら何も証明がなければ口座も開けません、携帯電話も持ってません。

今、身元保証制度がありますけれども、身元保証制度というのはあくまで制度であって、彼らを社会として認めるものがないわけですから、協力雇用主さんが、トライアル雇用的に、あんたがいいなら来なさいとして、協力雇用主さんがアパートを借りています。そのときに、そういう協力雇用主さんに、そのアパートの一時金とか、私の場合は私が全て出して連帯保証人になってしているんですけども、やはりそういう制度をちょっと細かく作っていただくというのがとても大事ではないかと思っております。

協力雇用主は、御承知のとおり8割は中小企業の方なので、一度に何人も雇えるわけではないんですね。今、野口石油には33名の従業員がいて、その中で不登校なども含めて約20名のそういう子供たちがおりますけれども、そういう人たちをたくさん雇うことによって、他の社員の心が変わる。他の協力雇用主といろいろな形で話をしますけれども、やはりまだ社会の偏見があって、犯罪や非行をした人を雇うことを、社長と人事部長と現場監督しか知らない。そういう人たちが現場に入って、やはりいろいろなトラブルを起こしたり、途中でいなくなってしまうということで、長続きする人が非常に少ないというのはそういう問題も起因しておると思っております。

それから、協力雇用主に対して国が既に行っている身元保証制度や就労奨励金などは、非常に大きな支援になっていると思っております。彼らが更生して社会復帰を果たして、みんなが安心して暮らせるまちを作っていくために更に支援を強化をしていく必要があるということで、協力雇用主さんには奨励金の加算をするなどの手厚い支援を考えていただけるともっとよくなるのではないかと思っております。

それから、私は福岡県の就労支援事業者機構の現在は常務理事でもあります。福岡県からの委託事業として、福岡県就労支援事業者機構では、これは少年に限るんですけども、仕事の体験をしてみませんかということをしています。

それと、北九州市が作っております「協力雇用主をご存知ですか？」というパンフレットの裏には、手前みそですけども、協力雇用主の活動事例ということで野口石油のことが書いてあります。私どもが今、協力雇用主とか就労支援事業者機構の立場としてどういうことをやっているかということをお聞きいただくため、いろいろな集会でこのパンフレットを配布し、PRしております。確かに非常に厳しい財政ですけども、やはりその中で、市長さん、県知事さんが一生懸命取り組んでいるというのが、よその県とは違うのではないかと思います。

暴力団協賛企業の話もそうなんですけれども、協力雇用主と暴力団協賛企業は一緒ですから、福岡県の協力雇用主は暴力団協賛企業も一緒に取り組んでいこうと。暴力団の立ち直りには、地元ではなかなか立ち直りができないですね。

これくらいで終わりにしますけれども、やはり、私たち協力雇用主に少し理解をいただくと同時に、協力雇用主の評価をしていただくということや、例えばガードマンなんか、犯罪をした人は5年間は就労ができないとかいろいろな課題になったりしますので、その辺のところもお願いしたいと思っております。

すみません、長くなりました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 今日、就労・住居でテーマですので、宮田委員、和田委員、よろしくお聞きできますか。

○宮田委員 宮田でございます。私は、有識者資料として、かなり大部の書面を出しており、

結構いいことが書いてあると思うので、是非御覧いただければと思います。

今回の施策の中で指摘されていない問題を3点、さらに就労について2点、住居について1点、手短にお話しさせていただきます。

まず、広報や刑務所出所者の方の教育について、もっとポジティブなメッセージが発信できないかということです。簡単に言えば、こんな協力を受けて、こうやって立ち直れたんだという実例をもっと社会にも広報し、あるいは刑務所にいる方たち、あるいは保護観察を受けている方たちのロールモデルとして提供ができないかということです。ごさいます。

立派に更生され、名前を出して活動しておられる方もたくさんいるので、是非そういう形でのポジティブなメッセージを社会に、そして、受刑者の方たち、あるいは保護観察を受けている人たちに発信していただきたいと思います。

次に2点目、家族への支援です。先ほど法務省保護局から家族への支援という視点が出てまいりましたが、今、犯罪をした人の家族がどのような扱いを受けているかをもっと考えていただきたいのです。犯罪報道のせいで地域にいられなくなって一家離散、店が潰れてしまった、あるいは犯人のお父さんが、お前がいるせいで会社に嫌がらせの電話がかかってくるからという理由で解雇されてしまった、そんな悲惨な例がたくさんあります。このようなことがあると、加害者の家族すら住居を失ってしまうんです。

こういう家族にイギリスでは、偽名を与えて公営住宅を与える政策がとられています。そこまで踏み切るのはなかなか難しいかもしれませんが、加害者の家族は、加害者を支えて、加害者を社会に復帰させるための最も有効な資源なのだという視点が我が国では決定的に欠けていたと思うのです。是非今後、福祉の対象、あるいは支援の対象として加害者の家族を積極的に取り込んでいただきたい。また、家族と受刑者との絆が切れないような刑務所での受刑生活を送らせていただけるようお願いできればと思います。

3点目、アセスメントです。犯罪を犯した人がどのようなバックグラウンドを持っているのか、どのような資質を持っているのか。その点について知ることがなければ有効な処遇施策は立てられませんし、特に個別的にこの人がどんな就労をしたらいいのか、あるいはどんな福祉のサービスを受けたらいいのかという支援にはつながらないと思っています。

裁判では、この人はこんなに気の毒な状況で育ってきたんですと弁護士が情状立証するわけですが、その情報は実は矯正保護の現場にはつながらないんです。私たちが裁判で出した情報、少なくともそういうものが矯正や保護と共有できないでしょうか。最近では社会福祉士の方などと組んで、更生支援計画という形で、この人を社会に帰らせていくためにはこのような方策が有効だと裁判の中で示しています。例えばそういうものが作られた事件について、モデル的にでも結構ですから、保護や矯正の現場で個別的な支援計画を立てる際に御活用いただくことはできないでしょうか。

次に、就労についての1点目です。就労がなぜうまくいかないのか。サンプルがたくさんあるんですから、是非それを御調査いただきたいのです。なぜこの人は就労に至らなかったのか、あるいは就労したけれどもやめてしまったのか。具体的な事例の積み重ねの中から我々は学ぶものがあるのではないのでしょうか。

また、協力雇用主の方に対しても、なぜこの人がスリップしてしまったのか、やめてしまったのか、あるいはうまくいかなかったといった、そういうように受刑者あるいは保護観察を受けている人、あるいは協力雇用主に対して、なぜ失敗してしまったかという原因を具体

的にもっと探っていく必要があるのではないかと思います。

就労に関する2点目です。社会の要請するスキル等が変化していることを、もっと考慮していただきたいと思うのです。今、公衆電話はありません。携帯が使えなかったら電話連絡ができません。刑務所の中では、不正な通信があるといけないから非常にそれに対しては制限的ではありますが、スマートフォンなんて持ったことない、見たこともないという状態では就職活動もできなければ、住宅の申込み等の様々な活動もできません。あるいはPCでの簡単なワードやエクセルの入力ぐらいはできないと、就職もできません。あるいは就職についての申し込みなども、メールで行う場合が非常に多いのです。

社会のスキル、社会の要請が変わってきているのですから、もちろん外部の通信を制限しなければならないという刑務所での御苦勞もあると思いますが、例えば協力雇用主との間ではメールをやってもいいとか、あるいは、現在、非常に刑務所内での生活態度がいい者には、家族との電話を掛けることを、一部の刑務所では認めているところ、それを例えば施設側が用意した携帯電話あるいはスマートフォンをその職員の見ている前で使わせるというふうな形で、基本的な社会スキルとして今必要になっているようなスマートフォンでの架電技術などを身に付けさせることなども必要なのではないかと思います。

次に、住居です。住居に関しては、先ほどの法務省の資料3の3ページにありましたように、満期で刑務所から出てからホームレスになったり、ネットカフェ難民になっている人たちが半数以上いらっしゃるのです。先ほど更生保護施設が非常に大きく進化している状態やそれを進める必要性について、清水先生や小畑先生から御報告いただきましたが、ただの宿屋でもいいから、居場所、寝場所を増やすことが本当は必要なのではないのでしょうか。もっとたくさんの施設が必要なのではないのでしょうか。

更生保護施設がもっと増えるにはどうすればいいのでしょうか。例えば社会福祉法人が更生保護施設を持つようにできるようになりましたが、社会福祉法人南高愛隣会が更生保護法人を一つ作った後で、後に続く施設がありません。例えば自立準備ホームのような形で、1室、2室を提供してくれるような社会福祉法人は出てこないのでしょうか。

あるいは、更生保護法人や自立準備ホームのような恒常的な施設になってしまうのはちょっと嫌だという社会福祉法人もたくさんあると思うのですけれども、例えば我々が社会復帰支援をするとき、どこの施設と合うかというマッチングがすごく難しいのですけれども、お試し入所的に、例えば1週間なり2週間なりという限られた期間お預かりいただけませんか、それに予算措置をします、というような形で施設とのマッチングを見つつ、居場所を確保するというふうな柔軟な方法を考えてもよいのではないかと思います次第です。

その他、言いたいことはたくさんありますが、是非私の書面を御覧ください。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 御協力ありがとうございます。

最後、和田委員、お願いいたします。

○和田委員 埼玉県立精神医療センターの和田でございます。私の資料は4枚になっておりまして、最初は表紙ですね、それをめくっていただくと、あとは3枚あるわけですが、2枚目のほとんどは、実は一番最後の図の説明になっております。ですから、これは後ほど是非読んでいただきたいと思います。これは考え方として重要なので、是非目を通していただきたいと思います。

これからの話は、この資料の2枚目の一番下のほう、「わが国では」という話になります。私は長年、仕事柄、薬物依存症の方々に関係してきたわけですが、その中にそういう方々と関わる施設として、日本ではダルクというところがあるわけですね。私は何もダルクの職員でもなければ、回し者でもありませんし、彼らの許可をもらって書いたわけではないのですが、少し参考になるかなと思って、今日紹介させていただきたいと思います。

このダルクというのは、いわゆる元薬物依存症者たちが、新たに薬物をやめて回復しようとしている人たちと一緒に共同生活する中で回復していく、立ち直っていこうという、民間の回復支援施設ということになります。

全国でもう既に70近くあると言われておりますが、1つ1つのいろいろな意味での質の面では均一ではありません。緩いのれん分けみたいなものでして、その施設ごとに施設長の考え方で随分と違うところがあります。やっている活動は、基本的には1日3回のミーティングということになるのですが、それ以外は施設ごとに違うところでしょうか。

私自身、そういうところの幾つかに、かれこれもう20年近く何だかんだと出入りして見てきたわけですが、その中でつくづく思うのは、ダルクというところはいわゆる薬物依存症者、その中には出所者の方もいるわけですが、そういう人々を預かるということ自体が住居を提供しているわけですね。そういう意味では住居の提供の場であると思います。

ただ、ダルクで生活しながら、社会性とか対人関係もそれなりに改善されていくわけですが、なかなかその先の、いわゆる職を得るということが最大のネックですね。そこが高い壁になっているわけですね。当然、薬物依存症者の方々の多くの方は、いろいろな意味で、職能的なスキルがないということもありますし、あるいは職についたこともないということも確かに多いと思います。そういうこともあるとは思いますが、とにかくその住居は確保できても就職できない。この問題で各ダルクは悩んできたし、入寮者たちも悩んできているんだと思うんですね。今回のテーマは住居と就職ということでしょうけれども、この壁はどの受刑者たちにとっても大変なハードルなのだと思います。

そこで1つ紹介したいのが、あるダルクの話です。ダルクなりに就職の世話とかいろいろな職探しとかやっているわけですが、なかなかうまくいかない。そのダルクは、あるきっかけから、ある農家と契約しまして、ダルクの入寮者がその農家の畑と田んぼを借りて、そこへ労働力を提供している。それによって農作業を通して社会に定着していくというんでしょうか、同時にスキルを身に付けていく、そういう活動をやっているところがあります。その中からダルクの卒業生も出まして、その地域で生活する者が出ているという、非常に具体的な例ですね。

そこで言いたいのは、どうしても住居と仕事というものを最初から分離して考えていくと、この間のハードルは崩せないということなんですね。要するに住居の確保自体が就職につながる活動そのものであるという、その一体的な対応、そういう取組というものが非常に重要ではなかろうかということをつくづく感じたという話なんです。

全国の農家を見た場合に、いわゆる高齢化ということで、全国的に畑を含めての休耕田というものが相当増えているという話を聞いております。そういうところは労働力が欲しいわけですね。ただ、ダルクの場合もそうだったのですが、間にきちんと誰かが入らないと、やはり、いわゆる元薬物依存症者だろうという見方が地域には相当ありますし、あるいは、そ

ういうことを契約した農家が出た場合は、ほかの農家から、あそこの農家はうんぬんかんぬんだとか出てくるわけですね。

そういうところを、それこそ国ないしは地方自治体がうまく説明ないしマッチングさせるという中で、双方の出せるものと望むものうまくやっていくことが必要かなというのが、私が今日言いたかったことです。

そもそも海外の薬物依存症者の再犯防止、すなわち薬物依存からの回復ですけれども、これは医療施設だけではありません、前回も言いましたが、主役はいわゆる治療共同体というところなのです。今回の農業に従事しているダルクの話というのは、実はその施設長は海外の治療共同体をそれなりに見てきた人間でして、その中で自分たちに新しいスタイルは作れないかということを探索する中で生まれてきた動きなんですね。世界的にも治療共同体というところは、薬物を使わずに、元薬物依存症者の指導のもとで生活しながら、いわゆる手に職をとということを、住居とともに就労のための訓練も行うという施設が増えていると思います。

ですから日本では、今回御紹介したダルクのような活動があった場合には、そういうものを支援するシステム、仕組み、そういうことを積極的に検討していただきたいということと同時に、治療共同体的な活動を各省庁で後押しする、育てる、そういう取組が必要なのではなかろうかということです。

時間が長くなるのでここでやめますが、そういう治療共同体の中でも、アメリカのサンフランシスコにあります“Delancey Street Foundation”というところは世界的に注目されています。何と公的助成金を一切受けなくて成り立っているところなんですね。

今回のテーマは、住居にしても、仕事にしても、いろいろな方々がいろいろな省庁を含めて、いろいろ頑張ってきているのでしょうけれども、何だかんだ言いながら、どこかで経済性を無視できないですね。ということで、その経済性をうまく保障しながら、受け入れる側、働く側、それがうまく折り合う形というのはないのだろうかという、極めて現実的なところで考えていく必要があると思います。

ということで、是非今回紹介したかったのが、あるダルクではそういう労働力を提供する、要するに住イコール仕事の訓練だという、そういうやり方というのを考えていただければと思います。

以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

今回発言いただけなかった有識者の方々も、また今回のテーマに関しまして次回発言していただければと思います。

最後に、恐縮ですけれども、公営住宅の関係に関しまして国土交通省さん、簡潔にコメントいただけますでしょうか。

○国土交通省住宅局住宅政策課長 国土交通省でございます。公営住宅の関係について簡潔にこれまでの取組と、それから若干のコメントをさせていただければと思います。

まず、これまでの取組ということでございますけれども、法務省さんにおいて、出所後を見据えた形で、定住支援ハンドブック公営住宅版といった冊子を作っていただいております。この作成に当たしまして、国土交通省におきましては編集協力という形になりますが、一緒に取り組んでまいったところでございます。また、こうした公営住宅版のハンドブックを作

成したということについては、自治体、都道府県政令市の公営住宅の担当に対しても周知を図ってまいったところでございます。

公営住宅への入居の配慮につきましては、これまでも法務省と連携しながら自治体への周知を図ってまいったところでございますけれども、更にどのようなことが可能かということについては、法務省と一緒に検討させていただきたいと考えております。

それと、公営住宅を、例えば認知症の高齢者とか障害者のグループホームということで活用しているということについては、これまでも目的外使用という形で活用事例がございます。いずれにしても、こうした本日もいただいた様々な御指摘も踏まえながら、そういった点も視野に入れながら今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

それでは、本日はこのあたりで終わりにしたいと思いますので、盛山法務副大臣から御挨拶をいただければと思います。

○盛山法務副大臣 皆様、長時間、予定の時間をオーバーしての熱心な御審議、誠にありがとうございました。関係省庁の皆さんも本当にありがとうございました。そして何よりも有識者の委員の先生方から大変貴重なというんでしょうか、ふだん携わっておられるそういう裏付けのある大変重い御発言、コメントを頂戴しまして本当にありがとうございました。

今日の議論、そしてまた十分お話することができなかったというところは書面をしっかりと我々も拝読させていただきまして、事務方のほうで推進計画案に盛り込むべき事項を整理いたしまして、後日改めて皆様方にお諮りをさせていただきたいと、そんなふうに思っております。本当に長時間ありがとうございました。

また、関係の行政機関の皆様方も、今日の御議論を踏まえていただきまして、引き続きこの安全・安心な社会を作るにはどうしていったらいいのか、今後とも御協力を賜りまして、積極的に今後とも御協力、御尽力、我々とともに、法務省だけでできることには限りがございます、政府全体として、そして更には地方公共団体に働きかけをし、先ほど野口委員からお話があったかと思いますが、それに民間の方にも御協力をしていただいて、みんなで協力をして、暮らしやすい社会をどう作っていくのか御一緒に考えていただければと思う次第でございます。

本日は本当に長時間、誠にありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

以上をもちまして検討会を終了いたします。ありがとうございました。

—了—